

児童福祉法の読替表【第十三条第一項関係】

(傍線部は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>第二十四条 (略)</p> <p>(略)</p> <p>市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべて及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）<u>第四条第一項第四号に掲げる数の同号に規定する子どもが入所する場合には当該保育所における適切な保育の実施が困難となることその他のやむを得ない事由がある場合において</u>は、当該保育所に入所する<u>当該申込書に係る児童及び当該子どもを厚生労働省令の定めるところにより公正な方法で選考することができる。</u></p> <p>・ (略)</p>	<p>第二十四条 (略)</p> <p>前項に規定する児童について保育所における保育を行うこと（以下「<u>保育の実施</u>」という。）を希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。</p> <p>市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが<u>入所する場合には当該保育所における適切な保育の実施が困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。</u></p> <p>・ (略)</p>

読 替 後	読 替 前
<p>第二十四条 (略)</p> <p>前項に規定する児童について保育所における保育を行うこと(以下「保育の実施」という。)を希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を入所を希望する私立認定保育所(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。)(第十条第一項第五号に規定する私立認定保育所をいう。以下同じ。))に提出するものとし、当該私立認定保育所はこれを市町村に送付しなければならない。この場合において、市町村は、当該申込書に係る児童が前項に規定する児童に該当すると認めるときは、当該私立認定保育所に対し、その旨を通知するとともに、当該申込書を送付しなければならない。</p> <p>私立認定保育所は、当該私立認定保育所への入所を希望する旨を記載した前項の規定により送付された申込書に係る児童のすべて(</p>	<p>第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならぬ。</p> <p>前項に規定する児童について保育所における保育を行うこと(以下「保育の実施」という。)を希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。</p> <p>市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には</p>

就学前保育等推進法第三条第一項の認定を受けた保育所にあつては、当該児童のすべて及び就学前保育等推進法第四条第一項第四号に掲げる数の同号に規定する子ども）が入所する場合には当該私立認定保育所における適切な保育の実施が困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該私立認定保育所に入所する当該申込書に係る児童（就学前保育等推進法第三条第一項の認定を受けた保育所にあつては、当該児童及び当該子ども）を厚生労働省令の定めるところにより公正な方法で選考することができる。

・ (略)

第三十九条 (略)

(略)

第四十六条の二 児童福祉施設の長は、第二十四条第二項の規定による通知を受けたときは、正当な理由がない限り、当該通知に係る児童の入所を拒んではならない。

第五十条 (略)

当該保育所における適切な保育の実施が困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。

・ (略)

第三十九条 保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。

保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を保育することができる。

第四十六条の二 児童福祉施設の長は、都道府県知事又は市町村長（第三十二条第三項の規定により保育の実施の権限及び第二十四条第一項ただし書に規定する保護の権限が当該市町村に置かれる教育委員会に委任されている場合にあつては、当該教育委員会）からこの法律の規定に基づく措置又は保育の実施等のための委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 六 (略)

六の二 都道府県の設置する保育所における保育の実施に要する保

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一・二 (略)

三 (略)

四 都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用から就学前保育等推進法第十三条第四項の保育料に相当する額(当該額が第五十六条第三項の市町村の長が定める額を基礎として政令の定めるところにより算定した額を下回るときは当該算定した額とする。以下「保育料額」という。)を控除した額

五・七 (略)

第五十六条 (略)

(略)

） (略)

都道府県知事又は市町村長は、保育料額の算定に関し必要があると認めるときは、保育の実施に係る児童の保護者の収入の状況につ

育費用(保育の実施につき第四十五条の最低基準を維持するために要する費用をいう。次条第三号及び第四号並びに第五十六条第三項において同じ。)

六の三・九 (略)

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一・二 (略)

三 市町村の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用

四 都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用

五・七 (略)

第五十六条 (略)

(略)

第五十条第六号の二に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第五十一条第三号若しくは第四号に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。

） (略)

都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による負担能力の認定、第二項若しくは第三項の規定による費用の徴収又は第五項の規

き、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

・
(略)

定による費用の支払の命令に関し必要があると認めるときは、本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

・
(略)

母子及び寡婦福祉法の読替表【第十三条第八項関係】

(傍線部は読替部分)

<p>読 替 後</p>	<p>(保育所への入所に関する特別の配慮) 第二十八条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第十条第一項第五号に規定する私立認定保育所は、同法第十三条第二項の規定により読み替えられた児童福祉法第二十四条第三項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考する場合には、母子家庭等の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。</p>
<p>読 替 前</p>	<p>(保育所への入所に関する特別の配慮) 第二十八条 市町村は、児童福祉法第二十四条第三項の規定により保育所に入所する児童を選考する場合には、母子家庭等の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。</p>

児童虐待の防止等に関する法律の読替表【第十三条第八項関係】

(傍線部は読替部分)

<p>読 替 後</p>	<p>読 替 前</p>
<p>(児童虐待を受けた児童等に対する支援) 第十三条の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第十条第一項第五号に規定する私立認定保育所は、同法第十三条第二項の規定により読み替えられた児童福祉法第二十四条第三項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならぬ。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(児童虐待を受けた児童等に対する支援) 第十三条の二 市町村は、児童福祉法第二十四条第三項の規定により保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならぬ。</p> <p>2・3 (略)</p>

児童福祉法の読替表【第十四条関係】

(傍線部は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>第五十六条の二 都道府県及び市町村は、次の各号に該当する場合において、第三十五条第四項の規定により、国、都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設について、その新設（社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人又は私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人が設置する児童福祉施設の新設に限る。）、修理、改造、拡張又は整備（以下「新設等」という。）に要する費用の四分の三以内を補助することができる。ただし、一の児童福祉施設について都道府県及び市町村が補助する金額の合計額は、当該児童福祉施設の新設等に要する費用の四分の三を超えてはならない。</p> <p>一 その児童福祉施設が、社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人、私立学校法第三条に規定する学校法人、日本赤十字社又は民法第三十四条の規定により設立された法人の設置するものであること。</p> <p>二 (略)</p> <p>・ (略)</p>	<p>第五十六条の二 都道府県及び市町村は、次の各号に該当する場合において、第三十五条第四項の規定により、国、都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設について、その新設（社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人が設置する児童福祉施設の新設に限る。）、修理、改造、拡張又は整備（以下「新設等」という。）に要する費用の四分の三以内を補助することができる。ただし、一の児童福祉施設について都道府県及び市町村が補助する金額の合計額は、当該児童福祉施設の新設等に要する費用の四分の三を超えてはならない。</p> <p>一 その児童福祉施設が、社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人、日本赤十字社又は民法第三十四条の規定により設立された法人の設置するものであること。</p> <p>二 その児童福祉施設が主として利用される地域において、この法律の規定に基づく障害児施設給付費の支給、入所させる措置又は保育の実施等を必要とする児童、その保護者又は妊産婦の分布状況からみて、同種の児童福祉施設が必要とされるにかかわらず、その地域に、国、都道府県又は市町村の設置する同種の児童福祉施設がないか、又はあつてもこれが十分でないこと。</p> <p>・ (略)</p>